I 少年鑑別所

1 収容状況

平成18年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は1,178人で,前年に比べ93人 (7.3%)減少している。これを男女別に見ると,男子が1,041人 (構成比88.4%),女子が137人 (同11.6%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、平成9年以降の増加傾向は平成14年に歯止めがかかり、平成16年から減少している。

平成9年を100とした指数で見ると、平成18年は、総数が101(男子が101,女子が99)となっている。

区分	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	1,164	1,267	1,321	1,473	1,487	1,480	1,485	1,357	1,271	1,178
人員十 男	1,026	1,119	1,181	1,309	1,316	1,311	1,316	1,193	1,107	1,041
<u></u> 女	138	147	140	164	171	168	169	165	165	137
	100	109	113	127	128	127	128	117	109	101
指数 十 男	100	109	115	128	128	128	128	116	108	101
し女	100	107	101	119	124	122	122	120	120	99

第1表 1日平均収容人員の推移

(注) I 少年鑑別所(以下第13表まで同じ。)の1表(2ページ)参照

2 新収容人員の推移

平成18年における新収容人員は18,171人で,前年に比べ1,456人(7.4%)減少している。これを 男女別に見ると,男子が16,017人(構成比88.1%),女子が2,154人(同11.9%)となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりである。これを総数で見ると、平成9年以降の増加傾向は平成14年に歯止めがかかり、平成16年から減少している。

平成9年を100とした指数で見ると、平成18年は、総数が102(男子が102,女子が98)となっている。

区 分	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	17	18
┌ 総数	17,837	19,421	20,382	22,525	22,978	22,767	23,063	21,031	19,626	18,171
人員 男	15,647	17,149	18,205	20,012	20,304	20,136	20,416	18,480	17,085	16,017
▶ 女	2,190	2,272	2,177	2,513	2,674	2,631	2,647	2,551	2,541	2,154
┌ 総数	女 100	109	114	126	129	128	129	118	110	102
指数 男	100	110	116	128	130	129	130	118	109	102
↓ 女	100	104	99	115	122	120	121	116	116	98

第2表 新収容人員の推移

- (注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置又はその他(勾留状、引致状等による入所)により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送による入所の者は含んでいない(凡例1参照)。
 - 2 1表 (2ページ) 参照

3 新収容者の年齢

平成18年における新収容者の人員は17,486人で、前年に比べ1,488人(7.8%)減少している。これを男女別に見ると、男子が15,489人(構成比88.6%)、女子が1,997人(同11.4%)となっている。

新収容者の年齢別構成比は、第3表のとおりである。年齢別構成比を総数に対する割合で見ると、17歳が21.1%と最も高く、次いで16歳が19.9%、19歳が17.8%の順となっている。前年に比べ16・17歳の中間少年が1.7ポイント上昇し、18・19・20歳以上の年長少年が1.9ポイント低下している。

これを男女別に見ると、男子は17歳が21.5%と最も高く、次いで16歳が19.7%、19歳が18.3%の順となっているのに対し、女子は16歳が21.5%と最も高く、次いで15歳が20.3%、17歳が18.0%の順となっている。

中間 総数 少年 13歳以下 小年 小年 19歳 20歳以上 14歳 16歳 18歳 総数 17,486 4,111 131 2,441 7,172 3,697 6,203 3,009 3,114 80 1,539 3,475 人 男 15,4891,281 74 2,035 6,382 5,681 3,426 110 3,045 3,337 2,771 2,836 1,997 685 258 406 790 430 360 278 総数 0.7 17.2 0.5 23.5 41.0 19.9 21.1 17.8 100.0 8.8 14.0 35.5 構成比 男 100.0 22.1 0.721.5 0.5 8.3 13.1 41.2 19.7 36.7 17.9 18.3 女 100.0 34.3 1.1 12.9 20.3 39.6 21.5 18.0 26.1 11.9 13.9 0.3 前年の構成比 14.4

第3表 新収容者の年齢別構成比

- (注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう(凡例2参照)。
 - 2 前年の構成比とは、前年(平成17年)の総数についての構成比である。
 - 3 5表 (20ページ) 参照

4 新収容者の非行名

平成18年における新収容者の非行名別人員は、第4表のとおりである。これを刑法犯,特別法犯及びぐ犯別に総数の構成比で見ると、刑法犯が78.2%、特別法犯が17.4%、ぐ犯が4.4%で、前年に比べ刑法犯が0.6ポイント上昇しているのに対し、特別法犯が0.5ポイント低下している。

これを非行名別に総数の構成比で前年と比べて見ると、傷害が1.5ポイント上昇して15.9%、道路交通法違反が0.7ポイント上昇して11.2%となっているのに対し、強盗が0.8ポイント低下して4.3%、恐喝が0.7ポイント低下して6.5%、覚せい剤取締法違反が0.7ポイント低下して1.5%となっている。

次に,男女別に非行名別の構成比を見ると,男子は窃盗が39.5%と最も高く,次いで傷害が15.9%,道路交通法違反が12.2%の順となっている。女子も窃盗が23.7%と最も高く,次いでぐ犯が19.8%,傷害が15.9%の順となっている。

非	行 名	総数	構用	戊比	男	構成比	女	構成比
総	数	17,486	100.0	(100.0)	15,489	100.0	1,997	100.0
		1						
刑	法犯		78.2	(77.6)	12,490	80.6	1,188	59.5
	公務執行妨害		0.8	(0.7)	144	0.9	4	0.2
	放 火	81	0.5	(0.4)	76	0.5	5	0.3
	住 居 侵 入	. 229	1.3	(1.3)	218	1.4	11	0.6
	強制わいせつ・強姦	279	1.6	(1.6)	279	1.8	_	_
	殺 人	. 55	0.3	(0.3)	44	0.3	11	0.6
	傷 害	2,782	15.9	(14.4)	2,464	15.9	318	15.9
	業務上過失致死傷	193	1.1	(1.1)	186	1.2	7	0.4
	窃盗	6,585	37.7	(38.1)	6,112	39.5	473	23.7
	強 盗	753	4.3	(5.1)	696	4.5	57	2.9
	詐 欺	311	1.8	(1.8)	258	1.7	53	2.7
	恐 喝	1,135	6.5	(7.2)	992	6.4	143	7.2
	暴力行為等処罰に関する法律	289	1.7	(1.6)	265	1.7	24	1.2
	そ の 他	838	4.8	(4.1)	756	4.9	82	4.1
特	別 法 犯	3,035	17.4	(17.9)	2,622	16.9	413	20.7
	覚せい剤取締法	271	1.5	(2.2)	104	0.7	167	8.4
	道路交通法	1,953	11.2	(10.5)	1,897	12.2	56	2.8
	毒物及び劇物取締法	230	1.3	(1.7)	157	1.0	73	3.7
	そ の 他	581	3.3	(3.4)	464	3.0	117	5.9
<	∛ E	773	4.4	(4.5)	377	2.4	396	19.8

第4表 新収容者の非行名別人員

- (注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷,強姦には同致死傷を,「傷害」には傷害致死及び暴行を,「業務上過失致死傷」には重過失致死傷を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。
 - 2 ()内の数は、前年の構成比である。
 - 3 6表 (24ページ) から8表(40ページ) 参照

5 新収容者の入所回数

平成18年における新収容者の入所回数別人員は、第5表のとおりである。初入者と再入者(入所 2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が71.7%、再入者が28.3%で、平成10年以降、再入者の 割合が上昇する傾向が続いていたが、前年に比べ再入者は1.3ポイント低下している。

第5表	新収容者の入所回数別人	昌
7D U 4X		晃

区分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人員	17,486	12,537	3,214	1,110	368	257
_ (構成比)	(100.0)	(71.7)	(18.4)	(6.3)	(2.1)	(1.5)
前年の構成比	100.0	70.4	18.9	6.8	2.3	1.6

- (注) 1 前年の構成比とは、前年の総数についての構成比である。
 - 2 11表 (54ページ) 参照

6 新収容者の非行時の身上

平成18年における新収容者の非行時の身上は、第6表のとおりである。非行時の身上に該当のあ る者とない者について、総数の構成比を見ると、該当のある者26.9%、該当のない者71.3%で、前 年に比べ該当のある者は0.6ポイント低下している。該当のある者を男女別に見ると,男子が28.0 %, 女子が18.6%で, 前年(男子28.8%, 女子18.8%)に比べ, 男女ともに非行時の身上に該当の ある者の比率は低下している。

次に,該当のある者(26.9%)について,その内訳を見ると,1号観察中が17.6%と最も高く, 次いで2号観察中が6.9%,試験観察中が1.9%の順となっている。

第6表 新収容者の非行時の身上

区分		総数			男	構成比	女	構成比
総	数	17,486	100.0	(100.0)	15,489	100.0	1,997	100.0
該当あ	り	4,701	26.9	(27.5)	4,330	28.0	371	18.6
1号観察中		3,070	17.6	(16.8)	2,842	18.3	228	11.4
2号観察中		1,201	6.9	(8.3)	1,142	7.4	59	3.0
試験観察中 補導委	を託 しまれる	58	0.3	(0.3)	44	0.3	14	0.7
1 在宅		276	1.6	(1.6)	223	1.4	53	2.7
刑執行猶予中		1	0.0	(0.0)	1	0.0	_	_
施設在所中		95	0.5	(0.5)	78	0.5	17	0.9
該 当 な	し	12,461	71.3	(70.7)	10,862	70.1	1,599	80.1
不	詳	324	1.9	(1.8)	297	1.9	27	1.4

- (注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。
 - 2 12表 (56ページ) 参照

7 新収容者の居住状況

平成18年における新収容者の居住状況別人員は、第7表のとおりである。これを総数の構成比で見ると、家族と同居が82.8%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が4.3%、不定が2.3%の順となっている。家族と同居の割合は、平成16年までは上昇傾向にあったが、平成17年からは低下している。

次に、男女別に居住状況別の構成比を見ると、男子は家族と同居が84.5%、アパート・下宿・間借り・寮が4.1%、不定が2.0%の順となっているのに対し、女子は家族と同居が69.5%、同棲が5.6%、アパート・下宿・間借り・寮が5.4%の順となっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員

	X		分			総数	構成	比	男	構成比	女	構成比
総					数	17,486	100.0	(100.0)	15,489	100.0	1,997	100.0
家	族	と		同	居	14,471	82.8	(83.1)	13,084	84.5	1,387	69.5
同					棲	327	1.9	(1.8)	216	1.4	111	5.6
アパ		下宿	* 間	骨骨り	• 寮	746	4.3	(4.1)	638	4.1	108	5.4
住		込			み	121	0.7	(0.6)	111	0.7	10	0.5
作	業	員		宿	舎	24	0.1	(0.1)	24	0.2	_	_
知		人			宅	383	2.2	(2.3)	283	1.8	100	5.0
施					設	201	1.1	(1.1)	144	0.9	57	2.9
不	良	者	\mathcal{O}	居	所	144	0.8	(0.7)	102	0.7	42	2.1
浮					浪	210	1.2	(1.2)	160	1.0	50	2.5
旅	館	•	ホ	テ	ル	26	0.1	(0.2)	19	0.1	7	0.4
不					定	398	2.3	(2.3)	312	2.0	86	4.3
そ		\mathcal{O}	ı		他	73	0.4	(0.4)	63	0.4	10	0.5
不					詳	362	2.1	(2.1)	333	2.1	29	1.5

⁽注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

^{2 16}表 (68ページ) 参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

平成18年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は,第8表のとおりである。非行時において不良集団に関係のある者とない者について,総数の構成比を見ると,関係のある者40.4%,関係のない者56.2%である。

次に、不良集団に関係のある者 (7,058人) のみについて、非行名別構成比を見ると、窃盗が 33.0% (2,330人) と最も高く、次いで道路交通法違反が20.3% (1,434人) 、傷害が17.0% (1,201人) の順となっている。前年に比べ、これらの順位に変動はない。同様に、関係のない者 (9,819人) のみについて、非行名別構成比を見ると、窃盗が40.4% (3,969人) と最も高く、次いで 傷害が15.6% (1,528人) 、恐喝が6.7% (662人) の順となっている。

非	行	名	総数	あ	ŋ	不良生徒 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団	な	l	不詳
総		数	100.0 [17,486]	, ,	40.4 [7,058]	8.2 [1,438]	21.2 [3,713]	9.3 [1,621]	1.6 [286]	, , ,	56.2 [9,819]	3.5 [609]
刑	法	犯	100.0	(100.0) (71.7)	37.0	9.2	21.5	4.9	1.5	(100.0) (82.7)	59.4	3.6
公放	務執行如	f 害 火	100.0 100.0	(1.0) (0.2)	45.9 14.8	$6.1 \\ 7.4$	28.4 7.4	11.5 0.0	_	(0.8) (0.7)	50.0 82.7	4.1 2.5
住	居 侵	入	100.0	(0.6)	19.7	5.7	11.8	1.7	0.4	(1.8)	77.7	2.6
強制	削わいせつ・	強姦	100.0 100.0	(0.3)	6.8	1.4 7.3	4.7	0.7	0.0	(2.6) (0.4)	91.0 74.5	2.2
殺 傷		害	100.0	(0.2) (17.0)	21.8 43.2	13.9	12.7 20.5	0.0 7.5	1.8 1.3	(0.4) (15.6)	54.9	3.6 1.9
業系	务上 過 失 致	死 傷	100.0	(0.7)	26.9	1.0	13.0	9.3	3.6	(1.4)	70.5	2.6
窃強		盗 盗	100.0 100.0	(33.0) (4.4)	35.4 41.0	8.4 4.9	$22.5 \\ 27.0$	$3.7 \\ 7.4$	0.9 1.7	(40.4) (4.0)	60.3 52.3	4.3 6.6
強詐		盗欺	100.0	(1.4)	30.9	4.5	17.4	2.6	6.4	(2.1)	65.3	3.9
恐暴力を	行為等処罰に関す	喝 ス決律	100.0 100.0	(6.3) (2.1)	39.4 51.9	8.5 17.6	$22.4 \\ 24.2$	5.2 7.3	3.3 2.8	(6.7) (1.4)	58.3 46.0	2.3 2.1
そ	D の 4 を 1 に 内 9 が	他	100.0	(4.6)	38.5	9.4	22.3	4.5	2.3	(4.9)	57.9	3.6
特	別 法	犯	100.0	(25.1)	58.3	3.4	22.0	30.7	2.2	(11.9)	38.5	3.2
覚 ¹ 道	せい剤取線 路 交 通	筛 法 法	100.0 100.0	(1.2)	32.1	2.2	$20.7 \\ 22.2$	1.5	$7.7 \\ 1.4$	(1.8)	63.8 24.5	4.1
毒物	め ダ 囲か及び劇物取	締法	100.0	(20.3) (1.8)	73.4 54.3	3.4 8.3	43.9	$\frac{46.4}{1.7}$	0.4	(4.9) (1.0)	41.7	2.1 3.9
そ	0)	他	100.0	(1.7)	21.2	1.7	13.6	3.1	2.8	(4.3)	72.6	6.2
<u><</u>		犯	100.0	(3.2)	29.1	10.7	13.7	1.9	2.7	(5.4)	68.0	2.8
前年	の構成	比比	100.0		40.6	6.5	20.8	12.0	1.4		56.2	3.3

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

- (注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。
 - 2 [] 内の数は実人員であり、() 内の数は不良集団に関係のある者又はない者の非 行名別構成比である。
 - 3 前年の構成比とは、前年の総数についての構成比である。
 - 4 20表 (76ページ) 参照

9 新収容者の薬物等使用関係

平成18年における新収容者の薬物等使用関係別人員は、第9表のとおりである。非行時において薬物等を使用していた者としていない者について、総数の構成比を見ると、使用していた者8.1%、使用していない者89.3%で、非行時において薬物等を使用していた者の割合は平成4年以降低下傾向にある。

次に、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子が6.7%となっているのに対し、女子は18.8%で、男子に比べ女子の薬物等使用の割合が高くなっている。なお、男子は前年の7.6%から0.9ポイント低下し、女子も23.1%から4.3ポイント低下した。

さらに,男女別にその構成比から使用薬物の種類を見ると,男子が有機溶剤3.9%,覚せい剤及び大麻0.9%の順となっており,女子は覚せい剤8.5%,有機溶剤7.0%の順となっている。

X 総数 構成比 構成比 女 構成比 分 総 (100.0)1,997 17,486 100.0 15,489 100.0 100.0 n あ 1,408 8.1 (9.6)1,032 6.7 376 18.8 麻 薬 ・ あ へ W 79 0.5 (0.5)53 0.3 26 1.3 大 1.3 麻 161 0.9 (0.8)135 0.9 26 覚 せ 剤 (2.6)11 315 0.9 169 8.5 1.8 146 有 (4.8)機 溶 剤 743 4.2 603 3.9 7.0 140 そ \mathcal{O} 他 0.6 (0.8)95 0.8 110 0.6 15 な L 15,608 (87.9)79.2 89.3 14,027 90.6 1,581 不 詳 (2.5)2.7 2.8 2.0 470 430 40

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員

⁽注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

^{2 20}表 (76ページ) 参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

平成18年における新収容者の鑑別判定別審判決定等は,第10表のとおりである。鑑別判定の内訳を総数の構成比で見ると,少年院送致が43.6%と最も高く,次いで在宅保護のうち保護観察(以下「保護観察」という。)が40.6%となっている。

次に、審判決定等の内訳を総数の構成比で見ると、保護観察が45.9%と最も高く、次いで少年院送致が25.6%、試験観察が11.6%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が83.9%と最も高く、次いで保護不適のうち検察官送致が56.4%、少年院送致が55.6%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等

$\overline{}$				/m ==	4- / H	1\	/ 	LA	ries lei	<i>E</i> □ ⇒#	3 N E A	
	審判決定等	総	数	保護 保護 観察	児立施児 童支設 ・養設 施設	分 少年院 送致	知・ 児相 所送 発 致	検察官送致	審判 不始· 不分	観護 措置 の消し	観察	その他
	鑑別判定				送致							
	総数		17,486	8,030	355	4,473	108	297	257	1,937	2,027	2
	保護不要		63	48	_	2	_	_	2	5	6	_
	在宅保護 保護観察		7,103	5,956	6	89	19	10	93	224	706	_
人	しその他		87	18	5	2	31	_	1	4	26	_
	少年院送致		7,623	1,831	68	4,238	12	62	72	155	1,183	2
	児童自立支援施設・児童養護施設送致		495	65	272	23	45	-	_	7	83	_
\Box	保護不適 検察官送致		181	24	_	31	_	102	2	12	10	_
員	しその他		1 10	-	_	- 10	_	-	-	1	_	_
	保留		443	45	-	12	- 1	25	11	346	4	_
	判定未了		1,284 206	6	2 2	8 68	1	71 27	55 21	1,136	5	_
	その他 総 数	(100.0)	100.0	37 45.9	2.0	25.6	0.6	1.7	1.5	47 11.1	11.6	0.0
	R 保護不要	(0.4)	100.0	76.2	2.0	3.2	0.0	1.1	3.2	7.9	9.5	0.0
	在宅保護 保護観察	(40.6)	100.0	83.9	0.1	1.3	0.3	0.1	1.3	3.2	9.9	_
構	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	(0.5)	100.0	20.7	5.7	2.3	35.6	-	1.1	4.6	29.9	_
1 円	少年院送致	(43.6)	100.0	24.0	0.9	55.6	0.2	0.8	0.9	2.0	15.5	0.0
成	り 千元 と	(2.8)	100.0	13.1	54.9	4.6	9.1	-	-	1.4	16.8	-
JJX	保護不適 検察官送致	(2.0) (1.0)	100.0	13.3	J4.3 _	17.1	J.1 _	56.4	1.1	6.6	5.5	_
比	休暖小順 快祭日込以 その他	(0.0)	100.0	10.0	_	- 11.1	_	- 50.4	1.1	100.0	J.J -	_
ν_{\sqcup}	保留	(2.5)	100.0	10.2	_	2.7	_	5.6	2.5	78.1	0.9	_
	判定未了	(7.3)	100.0	0.5	0.2	0.6	0.1	5.5	4.3	88.5	0.3	_
	その他	(1.2)	100.0	18.0	1.0	33.0	-	13.1	10.2	22.8	1.9	_

⁽注) 1 ()内の数は、鑑別判定の内訳の構成比である。

^{2 27}表 (90ページ) 参照

11 鑑別の受付人員

平成18年における鑑別の受付人員は47,181人で,前年に比べ161人(0.3%)減少している。 最近5年間の鑑別の受付人員の構成比は,第11表のとおりである。その内訳の推移を見ると,家 庭裁判所関係は3.1ポイント,法務省関係は0.6ポイント前年と比べそれぞれ低下し,一般は3.7ポイント上昇している。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

		家庭				法務省				
区 分	総数	裁判所 関 係	自 所 収容者	在宅者	その他	関 係	検察	矯正	保護	一般
平成14年	100.0	41.0	39.6	1.4	0.0	21.0	0.0	2.6	18.4	38.0
15	100.0	44.6	43.1	1.5	0.0	19.7	0.0	3.1	16.6	35.7
16	100.0	46.7	45.1	1.6	0.0	20.4	0.0	3.6	16.8	32.9
17	100.0	43.8	42.7	1.1	0.0	18.7	0.0	4.1	14.6	37.5
18	100.0	40.7	39.8	0.9	0.1	18.1	0.0	5.0	13.1	41.2
	(47,181)	(19,211)	(18,780)	(406)	(25)	(8,546)	(4)	(2,374)	(6,168)	(19,424)
対前年比(%)	-0.3	-7.4	-7.2	-20.7	257.1	-3.5	0.0	23.7	-11.0	9.5

- (注) 1 () 内の数は, 実人員である。
 - 2 3表 (12ページ) 参照

12 鑑別の終了人員

平成18年における鑑別の終了人員は受付人員の95.7%に当たる45,158人で,前年に比べ110人(0.2%)減少している。

最近5年間の鑑別の終了人員の構成比は,第12表のとおりである。その内訳の推移を見ると,家 庭裁判所関係は3.2ポイント,法務省関係は0.6ポイント前年と比べてそれぞれ低下し,一般は3.8 ポイント前年と比べ上昇している。

第12表 鑑別の終了人員の構成比

		家庭				法務省				
区 	総数	裁判所 関 係	自 所 収容者	在宅者	その他	関 係	検察	矯正	保護	一般
平成14年	100.0	38.7	37.3	1.4	0.0	21.8	0.0	2.7	19.1	39.5
15	100.0	41.6	40.1	1.6	0.0	20.8	0.0	3.2	17.6	37.5
16	100.0	43.7	42.0	1.7	0.0	21.5	0.0	3.8	17.7	34.8
17	100.0	41.2	40.1	1.1	0.0	19.6	0.0	4.2	15.4	39.2
18	100.0	38.0	37.1	0.9	0.1	19.0	0.0	5.3	13.7	43.0
	(45,158)	(17,178)	(16,752)	(403)	(23)	(8,559)	(4)	(2,371)	(6,184)	(19,421)
対前年比(%)	-0.2	-7.9	-7.6	-21.1	228.6	-3.6	0.0	24.2	-11.2	9.5

- (注) 1 () 内の数は, 実人員である。
 - 2 3表 (12ページ) 参照

13 退所者の退所事由別人員

平成18年における退所者(逃走及び施設間の移送を含まない。)は18,238人で,前年に比べ1,56 1人(7.9%)減少している。これを男女別に見ると,男子が16,097人(構成比88.3%),女子が2, 141人(同11.7%)となっている。

退所者の退所事由別人員は、第13表のとおりである。その内訳を見ると、保護観察が8,030人と最も多く、次いで少年院送致が4,473人、試験観察が2,027人の順となっている。

退所事由別人員の構成比を前年と比べて見ると保護観察が0.7ポイント上昇しているが、観護措置の取消しが0.6ポイント低下している。

第13表 退所者の退所事由別人員

区 分	}	総数	保護保護	<u>処</u> <u>分</u> 児童自立 支援施設 ・児童 養護施設	少年院	知・ 児相所送 ・ 鬼談長な	検察官送致	審判 不開 好 不 分	観護 措置 の消し	試験 観察	その他
	数	18,238	観察 8,030	送致 355	送致 4,473	送致 108	297	257	1,937	2,027	754
人員 ~ 男		16,097	7,190	257	3,987	77	279	208	1,775	1,715	609
しま	ズ	2,141	840	98	486	31	18	49	162	312	145
	比)	(100.0)	(44.0)	(1.9)	(24.5)	(0.6)	(1.6)	(1.4)	(10.6)	(11.1)	(4.1)
前年の 構成	比	100.0	43.3	1.6	24.6	0.5	1.8	1.5	11.2	11.3	4.2

⁽注) 1 前年の構成比とは、前年の総数についての構成比である。

^{2 1}表 (2ページ) 参照

Ⅱ 少年院

1 収容状況

平成18年における全国の少年院の1日平均収容人員は4,017人で,前年に比べ200人(4.7%)減少している。これを男女別に見ると,男子が3,548人(構成比88.3%),女子が469人(同11.7%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、平成9年以降増加傾向を示していたが、平成14年から減少している。

平成9年を100とした指数で見ると、平成18年は、総数が120(男子が119,女子が123)となっている。

区	分	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	「総数	3,358	3,916	4,198	4,528	4,807	4,794	4,726	4,586	4,217	4,017
人員	₹ 男	2,977	3,509	3,784	4,052	4,280	4,291	4,267	4,124	3,729	3,548
	し女	381	407	414	476	526	502	459	462	487	469
		100	117	125	135	143	143	141	137	126	120
指数	₹ 男	100	118	127	136	144	144	143	139	125	119
	し女	100	107	109	125	138	132	120	121	128	123

第1表 1日平均収容人員の推移

(注) Ⅱ 少年院(以下第20表まで同じ。)の1表(98ページ)参照

2 新収容者の人員

平成18年における新収容者の人員は4,482人で,前年に比べ396人(8.1%)減少している。これを男女別に見ると,男子が3,996人(構成比89.2%),女子が486人(同10.8%)となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりである。これを総数で見ると、平成9年以降 増加傾向を示していたが、平成13年から減少している。

平成9年を100とした指数で見ると、平成18年は、総数が90(男子が89、女子が95)となっている。

区	分	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	17	18
		4,989	5,388	5,538	6,052	6,008	5,962	5,823	5,300	4,878	4,482
人員	₹ 男	4,475	4,863	5,038	5,448	5,393	5,408	5,283	4,772	4,299	3,996
	し 女	514	525	500	604	615	554	540	528	579	486
	総数	100	108	111	121	120	120	117	106	98	90
指数	→ 男	100	109	113	122	121	121	118	107	96	89
	人 女	100	102	97	118	120	108	105	103	113	95

第2表 新収容者の人員の推移

- (注) 1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう(凡例 3 参照)。
 - 2 7表 (114ページ) 参照

3 新収容者の年齢

平成18年における新収容者の年齢別・処遇区分別構成比は、第3表のとおりである。年齢別構成比を総数で見ると、17歳が22.5%と最も多く、次いで19歳が20.5%となっている。また、前年に比べ16・17歳の中間少年が4.7ポイント上昇したのに対し、18・19・20歳以上の年長少年が4.9ポイント低下している。

これを男女別に多い順に見ると、男子は17歳、19歳、18歳となっているのに対し、女子は16歳、 15歳、17歳となっている。

次に、処遇区分別に男女別の年齢別構成比の最も高いものを見ると、一般短期処遇では男子が17歳の25.6%、女子が16歳の26.0%、特修短期処遇では男子が17歳の33.8%、女子が14歳の50.0%、長期処遇では男子が19歳の23.9%、女子が16歳の21.9%となっている。

	区 八		総数	年 少			中間			年 長			
	区 分		柁 奴	少 年	14 歳	15 歳	少年	16 歳	17 歳	少 年	18 歳	19 歳	20歳以上
人	総	数	4,482	799	287	512	1,886	876	1,010	1,797	877	919	1
	男		3,996	662	245	417	1,682	766	916	1,652	800	851	1
員	女		486	137	42	95	204	110	94	145	77	68	
構	総	数	100.0	17.8	6.4	11.4	42.1	19.5	22.5	40.1	19.6	20.5	0.0
成	男		100.0	16.6	6.1	10.4	42.1	19.2	22.9	41.3	20.0	21.3	0.0
比	女		100.0	28.2	8.6	19.5	42.0	22.6	19.3	29.8	15.8	14.0	
	前年の構成比		100.0	17.6	5.6	11.9	37.4	17.8	19.6	45.0	22.9	22.1	0.0
	一般短期処遇	男	100.0	17.7	5.5	12.2	47.7	22.1	25.6	34.6	18.3	16.2	_
処	l	女	100.0	32.7	9.6	23.1	41.3	26.0	15.4	26.0	13.5	12.5	_
遇	特修短期処遇	男	100.0	18.8	8.8	10.0	48.8	15.0	33.8	32.5	21.3	11.3	_
区	l	女	100.0	62.5	50.0	12.5	25.0	12.5	12.5	12.5	12.5	_	_
分	長期処遇	男	100.0	16.0	6.3	9.6	39.3	18.0	21.4	44.7	20.7	23.9	0.0
	<u> </u>	女	100.0	26.2	7.5	18.7	42.5	21.9	20.6	31.3	16.6	14.7	

第3表 新収容者の年齢別・処遇区分別構成比

- (注) 1 前年の構成比とは、前年の総数についての構成比である。
 - 2 24表 (156ページ) 参照

4 新収容者の少年院の種別及び処遇区分

平成18年における新収容者の少年院の種別及び処遇区分別人員は、第4表のとおりである。新収容者を少年院の種別の構成比で見ると、中等が80.7%と最も高く、次いで初等が14.8%、医療が2.3%、特別が2.2%となっている。前年に比べ初等が0.2ポイント、中等が0.4ポイント上昇しているのに対し、医療が0.5ポイント低下している。

次に,新収容者を処遇区分別の構成比で見ると,長期処遇が68.5%と最も高く,次いで一般短期 処遇が29.6%,特修短期処遇が2.0%となっている。

種別 処遇区分	総	数	初等	中等	特別	医療
総数	4,482	-	665	3,616	99	102
		(100.0)	(14.8)	(80.7)	(2.2)	(2.3)
一般短期処遇	1,325	(29.6)	215	1,110	_	_
特修短期処遇	88	(2.0)	20	68	_	_
長期処遇	3,069	(68.5)	430	2,438	99	102
前年の構成比		100.0	14.6	80.3	2.3	2.8

第4表 新収容者の少年院の種別及び処遇区分別人員

- (注) 1 ()内の数は、総数の構成比である。
 - 2 前年の構成比とは、前年の総数についての構成比である。
 - 3 10表 (126ページ) 参照

5 新収容者の非行名

平成18年における新収容者の非行名別人員は、第5表のとおりである。新収容者を刑法犯、特別法犯及びぐ犯別に総数の構成比で見ると、刑法犯が80.4%、特別法犯が16.3%、ぐ犯が3.3%で、前年に比べ刑法犯が0.7ポイント上昇しているのに対し、特別法犯が0.5ポイント、ぐ犯が0.2ポイント低下している。

これを非行名別に総数の構成比で前年と比べてみると、傷害が3.8ポイント上昇して15.4%となっているのに対し、窃盗が2.3ポイント低下して、37.7%となっている。

次に,男女別に非行名別の構成比を見ると,男子は窃盗が39.8%と最も高く,次いで傷害が15.3%,道路交通法違反が10.5%の順となっている。女子も窃盗が19.8%と最も高く,次いで覚せい剤取締法違反が19.3%,傷害が16.7%の順となっている。

非 行 名	総数	構瓦	戊比	男	構成比	女	構成比
総数	4,482	100.0	(100.0)	3,996	100.0	486	100.0
刑法	3,604	80.4	(79.7)	3,341	83.6	263	54.1
公務執行妨害		0.4	(0.3)	18	0.5	_	_
放		1.1	(0.8)		1.2	3	0.6
住居 侵 ク	27	0.6	(0.6)	23	0.6	4	0.8
強制わいせつ・強奏	134	3.0	(3.3)	134	3.4	_	_
殺		0.6	(0.7)		0.6	5	1.0
傷		15.4	(11.6)		15.3	81	16.7
業務上過失致死傷		1.6	(1.5)		1.8	1	0.2
窃		37.7	(40.0)		39.8	96	19.8
強		7.9	(9.3)	336	8.4	18	3.7
詐		1.7	(1.7)	71	1.8	7	1.4
恐		6.5	(6.4)	266	6.7	24	4.9
暴力行為等処罰に関する法律		1.1	(0.9)	46	1.2	2	0.4
そ の 他	126	2.8	(2.5)	104	2.6	22	4.5
나는 미리 기노 시	,		(, , , , ,)				
特别法		16.3	(16.8)		14.5	152	31.3
覚 せ い 剤 取 締 治 道 路 交 通 法		3.1	(4.2)	43	1.1	94	19.3
道路交通		9.6	(8.4)		10.5	9	1.9
毒物及び劇物取締治		1.8	(2.0)	50	1.3	32	6.6
そ の 他	84	1.9	(2.1)	67	1.7	17	3.5
<u><</u> 31	146	3.3	(3.5)	75	1.9	71	14.6

第5表 新収容者の非行名別人員

- (注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷、強姦には同致死傷を、「 傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷を、「強盗」に は強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。
 - 2 () 内の数は、前年の構成比である。
 - 3 7表 (114ページ) 参照

6 新収容者の入院回数

平成18年における新収容者の入院回数別人員は、第6表のとおりである。初入者と再入者(入院2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が83.0%、再入者が17.0%で、前年に比べ再入者が2.6ポイント低下している。

区			分	総 数	初回	2回	3回	4回以上
人			텕	4,482	3,718	644	113	7
(構	成	比)	(100.0)	(83.0)	(14.4)	(2.5)	(0.2)
前年	の構	ᆎ	H	100 0	80.4	16.7	2 7	0.2

第6表 新収容者の入院回数別人員

- (注) 1 前年の構成比とは、前年の総数についての構成比である。
 - 2 25表 (156ページ) 参照

7 新収容者の薬物等使用関係

平成18年における新収容者の薬物等使用関係別人員は、第7表のとおりである。非行時において薬物等を使用していた者といない者について、総数の構成比を見ると、使用していた者16.0%、使用していない者83.8%で、前年に比べ使用していた者は1.8ポイント低下している。使用していた者(16.0%)について、その使用薬物の種類を前年と比べてみると、有機溶剤が0.6ポイント低下して8.6%、覚せい剤が1.2ポイント低下して4.2%となっている。

次に、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子が13.1%となっているのに対し、女子が39.5%となっている。

さらに、男女別にその構成比から使用薬物の種類を見ると、男子は有機溶剤が8.0%と最も高く、次いで覚せい剤が2.2%の順となっており、女子は覚せい剤が20.8%と最も高く、次いで有機溶剤が14.2%の順となっている。

区 分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総数	4,482	100.0	(100.0)	3,996	100.0	486	100.0
あり	715	16.0	(17.8)	523	13.1	192	39.5
麻薬・あへん	32	0.7	(0.8)	23	0.6	9	1.9
大麻	58	1.3	(1.3)	52	1.3	6	1.2
覚せい剤	190	4.2	(5.4)	89	2.2	101	20.8
有機溶剤	387	8.6	(9.2)	318	8.0	69	14.2
その他	48	1.1	(1.0)	41	1.0	7	1.4
なし	3,756	83.8	(81.9)	3,463	86.7	293	60.3
不詳	11	0.2	(0.3)	10	0.3	1	0.2

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員

- (注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。
 - 2 14表 (136ページ) 参照

8 新収容者の共犯関係

平成18年における新収容者の共犯関係別人員は、第8表のとおりである。共犯関係のある者とない者について、総数の構成比を見ると、共犯関係のある者64.5%、共犯関係のない者35.4%で、前年に比べ共犯関係のある者は0.5ポイント低下している。共犯関係のある者(64.5%)について、その内訳を前年と比べると、遊び仲間が0.3ポイント上昇して41.3%、学校仲間が0.4ポイント低下して4.3%となっている。

次に,男女別に共犯関係のある者の構成比を見ると,男子が65.5%,女子が55.6%と,いずれも過半数を占めている。

さらに,男女別にその構成比から共犯関係のある者の内訳を見ると,男女とも,遊び仲間(男子41.9%,女子 36.4%)が最も高く,次いで不良集団(男子15.4%,女子5.8%)の順となっている。

区分	総数	構成	比	男	構成比	女	構成比
総数	4,482	100.0	(100.0)	3,996	100.0	486	100.0
あり	2,889	64.5	(65.0)	2,619	65.5	270	55.6
学 校 仲 間	191	4.3	(4.7)	177	4.4	14	2.9
遊び 仲間	1,852	41.3	(41.0)	1,675	41.9	177	36.4
職場仲間	55	1.2	(1.3)	52	1.3	3	0.6
施設伸間	11	0.2	(0.6)	10	0.3	1	0.2
親族	53	1.2	(1.2)	39	1.0	14	2.9
行きずり	22	0.5	(0.4)	12	0.3	10	2.1
不良集団	644	14.4	(14.5)	616	15.4	28	5.8
その他	61	1.4	(1.4)	38	1.0	23	4.7
なし	1,588	35.4	(34.8)	1,373	34.4	215	44.2
不詳	5	0.1	(0.2)	4	0.1	1	0.2

第8表 新収容者の共犯関係別人員

- (注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。
 - 2 21表 (152ページ) 参照

9 新収容者の非行時の身上

平成18年における新収容者の非行時の身上は,第 9 表のとおりである。非行時の身上に該当のある者とない者について,総数の構成比を見ると,該当のある者57.2%,該当のない者42.8%で,前年に比べ変動はない。該当のある者 (57.2%) について,その内訳を見ると,1 号観察中が37.1%と最も高く,次いで2 号観察中が13.9%,試験観察中が5.3%の順となっている。

次に, 男女別に該当のある者の構成比を見ると, 男子が59.1%, 女子が41.2%で, 前年(男子59.4%, 女子40.4%) に比べ男子は0.3ポイント低下し, 女子は0.8ポイント上昇している。

区分	総数	構成	 比	男	構成比	女	構成比
総数	4,482	100.0	(100.0)	3,996	100.0	486	100.0
該 当 あり	2,563	57.2	(57.2)	2,363	59.1	200	41.2
1号観察中	1,662	37.1	(34.7)	1,541	38.6	121	24.9
2号観察中	625	13.9	(16.4)	594	14.9	31	6.4
試験観察中 補導委託	37	0.8	(0.8)	27	0.7	10	2.1
1 在宅	203	4.5	(4.6)	168	4.2	35	7.2
刑執行猶予中	1	0.0	(-)	1	0.0	_	_
施設在所中	35	0.8	(0.7)	32	0.8	3	0.6
該 当 な し	1,918	42.8	(42.8)	1,632	40.8	286	58.8
不詳	1	0.0	(-)	1	0.0	_	_

第9表 新収容者の非行時の身上

- (注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。 2 16表 (142ページ)参照

10 新収容者の非行時の職業

平成18年における新収容者の非行時の職業別人員は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、前年に比べて3.8ポイント低下しているが、無職者(除く学生・生徒)が最も高く、40.2% (1,804人)となっている。

次に、有職者は36.2% (1,622人) となっているが、その内訳を構成比で見ると、技能工、採掘・製造・建設作業及び労務作業のうち建設関係が12.7%と最も高く、次いで同作業のうちその他が7.7%、同作業のうち労務関係が4.4%の順となっている。

				サ	ービス聙	機業	農林	運輸	技 建設	能工,採 :作業及	孫掘・製造 び労務		その	無罪	職者	
区分	総数	事務	販売	調理	接客	その他	漁業	•	製造	建設	労務	その他	他の	学生	その他	不詳
				関係	関係	-C 071E		通信	関係	関係	関係		職業	・生徒		
総数	4,482	15	37	27	165	80	14	26	70	569	197	343	79	1,054	1,804	2
(構成比)	(100.0)	(0.3)	(0.8)	(0.6)	(3.7)	(1.8)	(0.3)	(0.6)	(1.6)	(12.7)	(4.4)	(7.7)	(1.8)	(23.5)	(40.2)	(0.0)
前年の構成比	100.0	0.1	1.0	0.8	3.2	1.4	0.3	0.7	1.1	11.6	4.6	5.6	1.8	23.7	44.0	0.1

第10表 新収容者の非行時の職業別人員

- (注) 1 前年の構成比とは、前年の総数についての構成比である。
 - 2 30表 (166ページ) 参照

11 新収容者の教育程度

平成18年における新収容者の処遇区分別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。教育程度別に総数の構成比を見ると、中学校卒業が前年と変わらず最も高く37.9%、次いで高等学校中退が32.6%となっている。高等学校在学中の者の占める割合は、平成4年以降上昇傾向にある。中学校在学中の者の占める割合は、平成17年からは上昇している。

次に、処遇区分別に教育程度の構成比を見ると、一般短期処遇においては、高等学校中退が37.3%と最も高く、特修短期処遇においては、高等学校在学が34.1%と最も高く、長期処遇においては、中学校卒業が42.7%と最も高くなっている。

教育程度	総数	中学校					高等					その他
処遇区分	心奴	中子仪	在学	卒業	その他	不詳	学校	在学	中退	卒業	不詳	その他
総数	100.0	50.8	12.5	37.9	0.4	_	48.1	12.4	32.6	3.0	_	1.1
	(4,482)	(2,276)	(559)	(1,697)	(20)	(-)	(2,155)	(558)	(1,463)	(134)	(-)	(51)
男	100.0	50.8	11.7	38.6	0.5	_	48.0	12.5	32.5	3.0	_	1.2
女	100.0	50.4	18.5	31.9	_	_	48.6	12.1	33.7	2.7	_	1.0
前年の構成比	100.0	50.8	12.0	38.4	0.4	_	48.3	12.2	32.5	3.4	0.1	0.9
一般短期処遇	100.0	41.5	12.9	28.5	0.2	_	57.4	16.5	37.3	3.6	_	1.1
特修短期処遇	100.0	31.8	21.6	10.2	_	_	65.9	34.1	27.3	4.5	_	2.3
長期処遇	100.0	55.3	12.0	42.7	0.6	_	43.5	10.1	30.8	2.7	_	1.1

第11表 新収容者の処遇区分別教育程度の構成比

- (注) 1 () 内の数は、実人員である。
 - 2 前年の構成比とは、前年の総数についての構成比である。
 - 3 28表 (162ページ) 参照

12 新収容者の不良集団関係

平成18年における新収容者の処遇区分別不良集団関係及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時において不良集団に関係のある者とない者について、総数の構成比を見ると、関係のある者50.8%、関係のない者48.1%で、前年に比べ不良集団に関係のある者は0.7ポイント低下している。不良集団に関係のある者(50.8%)について、その内訳を見ると、地域不良集団が27.2%と最も高く、次いで暴走族が13.3%となっている。

次に、処遇区分別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、一般短期処遇が54.5%と最も高く、次いで長期処遇が49.4%、特修短期処遇が42.0%となっている。

さらに、保護者別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、実母が54.1%と最も高く、次いで実父母が50.1%、実父が49.7%の順となっている。

第12表 新収容者の処遇区分別不良集団関係及び保護者別不良集団関係の構成比

	一 不良集団								
処	遇区分・保護者	総数	あり	不良生徒· 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団	なし	不詳
ЬΠ	総数	100.0	50.8	6. 7	27. 2	13. 3	3. 5	48. 1	1. 1
処遇区		(4, 482)	(2, 275)	(302)	(1, 221)	(595)	(157)	(2, 157)	(50)
区	一般短期処遇	100.0	54. 5	7. 7	27.8	18. 1	0.8	44.8	0.8
分	特修短期処遇	100.0	42.0	12. 5	15. 9	13.6	_	56.8	1.1
	長 期 処 遇	100.0	49. 4	6. 2	27. 3	11. 2	4.8	49.3	1.3
前	丁年の構成比	100.0	51.5	5.8	28.6	13.8	3. 3	47.4	1.1
	実 父 母	100.0	50. 1	6. 3	26.0	14.8	3. 0	48.9	1.0
	実 父	100.0	49.7	7. 4	27.3	10.5	4. 5	49. 1	1.2
	実 母	100.0	54. 1	6. 9	29.9	14.0	3. 3	44.9	1.1
保	実 父 義 母	100.0	40.4	6. 1	21. 1	6. 1	7.0	59.6	_
護者	義 父 実 母	100.0	46.3	7. 0	25. 3	10.4	3. 7	51.7	2.0
者	養父(母)	100.0	47.6	9. 5	19.0	14. 3	4.8	50.0	2.4
	その他	100.0	48.2	8. 9	24. 1	8. 9	6. 3	50.9	0.9
	なし	100.0	27.3	_	22.7	4. 5	_	68.2	4.5
	不詳	_	_	_	_	_	_	_	

- (注) 1 () 内の数は, 実人員である。
 - 2 前年の構成比とは、前年の総数についての構成比である。
 - 3 31表 (168ページ) 及び35表 (174ページ) 参照

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

平成18年における新収容者の前回処分等は,第13表のとおりである。前回処分のある者とない者について,総数の構成比を見ると,前回処分のある者76.6%,前回処分のない者23.2%で,前年に比べ前回処分のある者は1.1ポイント低下している。前回処分のある者(76.6%)について,その内訳を見ると,保護観察が41.5%と最も高く,次いで審判不開始・不処分が18.1%,少年院送致が13.8%の順となっている。

次に,前回処分のある者(3,432人)について,前回処分後に再非行を犯した者は96.1%に当たる3,297人である。さらに,前回処分後に再非行を犯した者(3,297人)について,その再非行までの期間を構成比で見ると,6月を超え1年以内の者が24.0%と最も高く,次いで3月を超え6月以内が21.8%,1月を超え3月以内が14.8%となっている。

		舟13衣	新収	谷有の	則凹处	分及い即	川地グ	ずかり円	・非1] は	こでの期	削		
区分		総数		あり		保護処分		知事·児	検察官	審判不	刑の執		
					保 護	児童自立	少年院			開始•	行•執	なし	不詳
						支援施設.		童相談所			行猶予		
						児童養護							
					観察	施設送致	送 致	長送致	送 致	不処分	等		
	総数	4,482		3,432	1,858	84	617	19	36	812	6	1,041	9
人員	男	3,996		3,154	1,702	70	585	16	35	741	5	833	9
	女	486		278	156	14	32	3	1	71	1	208	
ſ	総数	100.0		76.6	41.5	1.9	13.8	0.4	0.8	18.1	0.1	23.2	0.2
構成比	男	100.0		78.9	42.6	1.8	14.6	0.4	0.9	18.5	0.1	20.8	0.2
	女	100.0		57.2	32.1	2.9	6.6	0.6	0.2	14.6	0.2	42.8	
前年の構成		100.0		77.7	39.1	1.6	16.4	0.6	0.8	19.1	0.2	22.1	0.2
処分あり		(100.0)		3,432	1,858	84	617	19	36	812	6		
				(100.0)	(54.1)	(2.4)	(18.0)	(0.6)	(1.0)	(23.7)	(0.2)		
前回処分	分後の非行	(96.1)	[100.0]	3,297	1,792	80	608	19	31	761	6		
1	月 以 内		[8.1]	268	140	7	34	5	3	76	3		
3	月 以 内		[14.8]	489	266	10	89	2	10	111	1		
6	月 以 内		[21.8]	718	433	11	119	2	8	143	2		
1	年 以 内		[24.0]	790	422	17	163	4	7	177	_		
1	年6月以内		[14.0]	463	263	11	100	1	3	85	_		
2	年 以 内		[7.6]	250	122	14	51	2	_	61	_		
2	年を超える		[9.7]	319	146	10	52	3	_	108	-		
前回処分	分前の非行	(3.7)		127	66	1	7	_	5	48	_		
施設在原	所中の非行	(0.2)		6	_	2	2	_	_	2	_		
不詳		(0.1)		9	_	1	_	_	_	1	_		

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

- 2 前年の構成比とは、前年の総数についての構成比である。
- 3 18表 (146ページ) 参照

⁽注) 1 () 内の数は、処分ありの者の処分内容別の構成比で、[] 内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

14 新収容者の非行名別処遇課程等

平成18年における新収容者の非行名別処遇課程等は,第14表のとおりである。短期処遇と長期処遇を総数の構成比で見ると,短期処遇が31.5%,長期処遇が68.5%で,前年に比べ短期処遇が0.3ポイント上昇しているのに対し,長期処遇は0.3ポイント低下している。

処遇課程等別人員と非行名との関係を見ると、最も人員の多い長期処遇の職業能力開発課程 (V)の者 (1,953人)では、窃盗が766人、傷害が274人、強盗が169人の順となっている。次に人員の多い一般短期処遇 (S)の者(1,325人)では、窃盗が495人と最も多く、次に傷害が232人、道路交通法違反が220人の順となっている。

非		名	総数	短期			長期						
	11	石	心奴	処遇	S	Ο	処遇	G	V	Е	Н	Р	M
総		数	4,482	1,413	1,325	88	3,069	487	1,953	303	225	39	62
			(100.0)	(31.5)	(29.6)	(2.0)	(68.5)	(10.9)	(43.6)	(6.8)	(5.0)	(0.9)	(1.4)
刑	法	犯	3,604	1,098	1,030	68	2,506	415	1,573	254	186	33	45
公	務 執 行 妨	害	18	9	9	_	9	2	6	1	_	_	-
放		火	51	10	7	3	41	1	16	8	11	_	5
住	居侵	入	27	3	3	_	24	2	8	2	11	_	1
強	制わいせつ・強	姦	134	25	19	6	109	11	49	15	30	2	2
殺		人	28	2	1	1	26	9	7	2	5	-	3
傷		害	691	248	232	16	443	83	274	51	18	6	11
殺傷業	務 上 過 失 致 死	傷	71	24	23	1	47	14	28	1	1	2	1
窃強		盗	1,688	514	495	19	1,174	177	766	128	78	16	9
強		盗	354	103	95	8	251	53	169	11	12	4	2
詐		欺	78	21	16	5	57	8	41	_	3	1	4
恐		喝	290	92	91	1	198	32	134	21	7	1	3
	力行為等処罰に関する法	は律	48	17	15	2	31	10	16	4	1	_	-
そ	\mathcal{O}	他	126	30	24	6	96	13	59	10	9	1	4
at t.	End. M												
特	別法	犯	732	289	269	20	443	68	318	15	24	5	13
覚 道 毒	せい剤取締	法	137	17	16	1	120	21	76	5	5	2	11
道	路 交 通	法	429	237	220	17	192	26	155	2	7	_	2
毒	物及び劇物取締	法	82	12	12	_	70	6	52	4	6	2	_
そ	の	他	84	23	21	2	61	15	35	4	6	1	_
		∨ ⊢											
<u> </u>	- IH 8	犯	146	26	26	_	120	4	62	34	15	1	4
前	年の構成	比	100.0	31.2	29.6	1.6	68.8	11.9	42.7	6.8	4.6	1.2	1.6

第14表 新収容者の非行名別処遇課程等

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」のうち強制わいせつには同致死傷,強姦には同致死傷を,「傷害」には傷害致死及び暴行を,「業務上過失致死傷」には重過失致死傷を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含む。

- 2 処遇課程等は、付録「2 少年院の処遇課程等区分表」(234ページ)参照
- 3 () 内の数は、総数の構成比である。
- 4 前年の構成比とは、前年の総数についての構成比である。
- 5 16表 (142ページ) 参照

15 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等

平成18年における新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等は、第15表のとおりである。再入者(前回処遇課程等のある者)764人(新収容者に対する構成比17.0%)について前回と今回の処遇課程等を見ると、前回処遇課程等で最も多い職業能力開発課程(V)の者(322人)の今回の処遇課程等は、生活訓練課程(G)が186人と最も多く、次いで職業能力開発課程(V)が129人となっている。

前回処遇課程等中次に多い一般短期処遇(S)の者(250人)の今回の処遇課程等は職業能力開発課程(V)が191人と最も多く、次いで生活訓練課程(G)が44人となっている。

	前回処遇課程	呈等													
			総数	あり	短期			長期							なし
今回	可処遇課程等				処遇	S	Ο	処遇	G	V	Е	Н	Р	M	
総		数	4,482	764	255	250	5	509	43	322	89	40	5	10	3,718
				(100.0)	(33.4)	(32.7)	(0.7)	(66.6)	(5.6)	(42.1)	(11.6)	(5.2)	(0.7)	(1.3)	
短	期 処	遇	1,413	5	4	4	_	1	_	1	_	_	_	_	1,408
	S		1,325	5	4	4	_	1	_	1	_	_	_	_	1,320
	O		88	-	-	_	_	-	_	-	_	_	_	_	88
長	期 処	遇	3,069	759	251	246	5	508	43	321	89	40	5	10	2,310
	G		487	305	44	44	_	261	40	186	28	6	1	_	182
	V		1,953	407	196	191	5	211	3	129	60	17	_	2	1,546
	E		303	4	4	4	_	_	_	-	_	_	_	_	299
	Н		225	16	2	2	_	14	_	2	_	12	_	_	209
	P		39	13	4	4	_	9	_	3	_	3	2	1	26
	M		62	14	1	1	_	13	_	1	1	2	2	7	48

第15表 新収容者の処遇課程等別前回処遇課程等

- (注) 1 処遇課程等は、付録「2 少年院の処遇課程等区分表」(234ページ)参照
 - 2 () 内の数は、前回処遇課程等のある者に係る構成比である。
 - 3 34表 (173ページ) 参照

16 出院者の人員

平成18年における出院者の人員は4,799人で,前年に比べ224人(4.5%)減少している。これを男女別に見ると,男子が4,249人(構成比88.5%),女子が550人(同11.5%)となっている。

また,退院又は仮退院別に見ると,退院が88人(構成比1.8%),仮退院が4,711人(同98.2%)となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。退院及び仮退院の構成比を見ると、 平成18年は、前年に比べ仮退院が0.9ポイント上昇している。

区	分	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	17	18
人員		4,348	4,964	5,391	5,484	5,981	6,043	5,789	5,626	5,023	4,799
	男 男	3,868	4,469	4,891	4,984	5,364	5,418	5,244	5,097	4,497	4,249
	し女	480	495	500	500	617	625	545	529	526	550
人員	」 退院	143	149	204	127	193	195	202	190	137	88
八貝	l仮退院	4,205	4,815	5,187	5,357	5,788	5,848	5,587	5,436	4,886	4,711
	「総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
構成比	₹ 退院	3.3	3.0	3.8	2.3	3.2	3.2	3.5	3.4	2.7	1.8
	仮退院	96.7	97.0	96.2	97.7	96.8	96.8	96.5	96.6	97.3	98.2

第16表 出院者の人員の推移

- (注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう(凡例3参照)。
 - 2 1表 (98ページ) 参照

17 仮退院者の処遇区分別在院期間

平成18年における仮退院者のうち、短期処遇対象者の在院期間別人員は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、一般短期処遇においては、 $141\sim161$ 日が55.6%と最も高く、次いで $120\sim140$ 日が30.0%、 $162\sim182$ 日が12.9%の順となっている。

また,特修短期処遇においては,78~98日が53.8%と最も高く,次いで57~77日が37.5%,99~119日が8.8%の順となっている。

	在院期間	総数	56日	57~	78~	99~	120~	141~	162~	183日
処遇区分	処遇区分		以下	77日	98日	119日	140日	161日	182日	以上
人員	一般短期処遇	1,378	_	_	1	3	414	766	178	16
	特修短期処遇	80	_	30	43	7	_	_	_	
	(一般短期処遇	100.0	_	_	0.1	0.2	30.0	55.6	12.9	1.2
構成比		(100.0)	_	_	(0.1)	(0.1)	(30.2)	(58.0)	(10.8)	(0.9)
1冊月入レし)	特修短期処遇	100.0	_	37.5	53.8	8.8	_	_	_	_
		(100.0)	_	(36.9)	(56.0)	(7.1)	_	_	_	

第17表 仮退院者(短期処遇対象者)の在院期間別人員

- (注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。
 - 2 41表 (188ページ) 及び 42 表 (190ページ) 参照

次に、長期処遇対象者の在院期間別人員は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271~360日が45.9%と最も高く、次いで361~450日が36.4%の順となっている。

在院期間	総数	180日	181~	271~	361~	451~	541~	631~	721日
1年 元朔 同	心致	以下	270日	360日	450日	540日	630日	720日	以上
長期処遇	3,253	7	30	1,494	1,183	313	109	67	50
(構成比)	(100.0)	(0.2)	(0.9)	(45.9)	(36.4)	(9.6)	(3.4)	(2.1)	(1.5)
前年の構成比	100.0	0.2	1.3	47.6	36.4	8.2	2.9	1.6	1.9

第18表 仮退院者(長期処遇対象者)の在院期間別人員

- (注) 1 前年の構成比とは、前年の総数についての構成比である。
 - 2 40表 (186ページ) 参照

18 出院者の職業補導

平成18年における出院者の職業補導種目別実施人員は、第19表のとおりである。職業補導を受けた者は出院者の93.5%に当たる4,487人である。

職業補導を受けた者 (93.5%) について、その内訳を見ると、農業が13.8%と最も多く、次いで 事務・ワープロが13.3%、木工が11.9%の順となっている。

第19表 出院者の職業補導種目別実施人員

種	目	人員	構成			種目		人員	構成	比
総	数	4,799	100.0	(100.0)	事務	ら・ワーフ	プロ	639	13.3	(12.6)
木	工	573	11.9	(10.4)	建設	设機械運	転	32	0.7	(0.6)
窯	業	519	10.8	(10.5)	農		業	664	13.8	(14.1)
建	築	_	_	(0.2)	土	木 建	築	145	3.0	(3.3)
遠	芸	430	9.0	(10.4)	応接	安サーヒ	゛ス	73	1.5	(1.5)
溶	接	527	11.0	(13.1)	手	工	芸	212	4.4	(4.7)
板	金	19	0.4	(0.5)	酉己		管	_	_	(0.2)
職業措		101	2.1	(1.5)	介證	隻サーヒ	゛ス	61	1.3	(1.1)
自動車	整備	10	0.2	(0.3)	クリ	ーニン	グ	73	1.5	(1.8)
情 報 处	1 理	74	1.5	(1.9)	理		容	_	_	(-)
電気コ	事	14	0.3	(0.7)	そ	\mathcal{O}	他	265	5.5	(3.4)
印	刷	_	_	(-)						
技術 第	泛 庭	56	1.2	(1.0)	な		L	312	6.5	(6.2)

- (注) 1 職業補導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。
 - 2 () 内の数は、前年の構成比である。
 - 3 45表 (196ページ) 参照

19 出院者の資格・免許

平成18年における出院者の資格・免許種目別取得人員は,第20表のとおりである。職業補導に関連のある資格・免許を取得した者は,出院者の38.0%に当たる1,826人で,前年の構成比(38.7%)に比べ0.7ポイント低下している。取得した者(38.0%)について,その内訳を見るとガス溶接技能講習が5.1%と最も高く,ワープロ検定が4.7%,小型車両系建設機械運転特別教育が4.2%の順となっている。

次に,職業補導に関連のない資格・免許を取得した者は,出院者の53.1%に当たる2,548人で,前年の構成比(53.0%)に比べ0.1ポイント上昇している。取得した者(53.1%)について,その内訳を見ると危険物取扱者が15.3%と最も高く,次いで,珠算検定(4級以下)が9.1%,小型車両系建設機械運転特別教育が8.0%の順となっている。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員

			職業補導		つあるもの	職業補導		ないもの
	作里		人員	構具	戊比	人員	構瓦	比
総		数	4,799	100.0	(100.0)	4,799	100.0	(100.0)
	ガス溶接拐		243	5.1	(5.4)	175	3.6	(4.0)
	アーク溶接	特別教育		2.5	(2.5)	33	0.7	(1.0)
	手 ア ー ク 溶			2.7	(3.2)	31	0.6	(0.6)
	半 自 動 溶	接検定		0.8	(1.0)	1	0.0	(0.0)
		等溶接検定		0.0	(0.0)	_	-	(0.0)
	珠 算 検 定 (3		7	0.1	(0.1)	149	3.1	(3.6)
	珠 算 検 定 (4		15	0.3	(0.1)	435	9.1	(10.5)
	自 動 車	整備士		0.3	(0.2)	1	0.0	(-)
	基本情報	技 術 者		0.0	(0.0)	1	0.0	(0.0)
	電気工	事士	22	0.5	(0.6)	-	-	(0.1)
	危 険 物 コ	取 扱 者 ン 検 定 ロ 検 定	173	3.6	(2.9)	734	15.3	(14.0)
		ン検定	90	1.9	(1.5)	1	0.0	(0.3)
				4.7	(4.2)	22	0.5	(0.3)
	大型特殊自動	車運転免許		1.0	(1.4)	6	0.1	(0.1)
		運転技能講習		1.4	(0.7)	81	1.7	(0.8)
	小型車両系建設機械	威運転特別教育	200	4.2	(5.3)	386	8.0	(10.7)
	販 売	\pm		1.5	(2.0)	3	0.1	(0.1)
	簿 記	検定		0.1	(0.2)	4	0.1	(0.0)
	消 防 設	備 士		_	(0.0)	1	0.0	(-)
	訪問介護員	養 成 研 修		0.8	(0.9)	_	_	(-)
	ク リ ー ニ	ング師	7	0.1	(0.2)	_	_	(-)
	その	他	307	6.4	(6.4)	484	10.1	(6.8)
	な	L	2,973	62.0	(61.3)	2,251	46.9	(47.0)

- (注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。
 - 2 () 内の数は、前年の構成比である。
 - 3 47表 (202ページ以下) 及び48表 (206ページ以下) 参照